令和８年度　第２回 堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会　会議録

■ 日　時：令和８年 11 月１０日(火) 午後２時 00 分～午後３時３０分
■ 場　所：堺市役所　高層館 20 階　第一特別会議室
■ 資　料：（資料 1）第２回 認定地域クラブ検討協議会　レジュメ
（資料 2）堺市地域クラブ活動ガイドライン（案）
（資料 3）認定地域クラブの認定に関する要綱（ひな型）
（資料 4）認定要件・国の要件・堺市の要件・確認方法の照合一覧

議事

（１）第１回協議会の振り返り

（事務局／学校保健体育課より説明）

【資料 1】本日の進行と協議事項

・レジュメをもとに、本日の進行と第１回協議会での主な意見・確認事項について説明。委員間で共有・確認

（２）ガイドライン案の概要説明

（事務局／学校保健体育課より説明）

【資料 2】堺市地域クラブ活動ガイドライン（案）

【資料 3】認定地域クラブの認定に関する要綱（ひな型）

【資料 4】認定要件・国の要件・堺市の要件・確認方法の照合一覧

・部活動地域展開を進める中で、子どもが継続的にスポーツ・文化芸術活動へ参加できる環境整備を目的とする。

・地域クラブを部活動連携クラ部、地域発クラ部の２類型に分類

・本ガイドラインは主に地域発クラ部の認定基準を定めるものとする。

・認定要件として設定する以下の項目を説明

- 運営体制
- 指導体制
- 安全管理
- 活動計画・実績管理
- 保険加入
- 活動費管理
- 性暴力防止
- 合理的配慮の実施

（３）ガイドライン案の協議事項

＜認定要件について＞

①　活動時間の基準について

委員から

- 平日２時間、休日３時間という活動時間基準について、地域クラブの自主性を尊重し、より柔軟な運用も考えられるのではないかとの意見

事務局から

- 国のガイドラインを踏まえた基準であること
- 過度な活動による障害やけが防止の観点から設定されていること
- 学校部活動でも同様の基準を採用していること

②　参加資格・大会出場に関する課題として

委員から

- 市外在住者が堺市認定クラブへ所属した場合の大会参加資格について質問

- 他自治体在住者が認定クラブを通じて大会へ出場する際の取り扱いについて懸念

会長及び事務局から

- 大会参加資格については中体連等の大会規定による部分が大きい。
- 本ガイドラインのみで規定することは難しい。

③　認定対象年齢について

委員から

- 総合型地域スポーツクラブ等には幼児を対象とする団体も存在するため、「小学生・高校生・成人」は認めるが「幼児」が含まれていない点について指摘

事務局から

- 本制度は部活動地域展開を前提としており、中学生を主対象とする考え方によるもの
- 幼児に関する文言については今後の修正の検討事項とする。

④　こども性暴力防止認定制度について

委員から

- 「日本版 DBS（こども性暴力防止制度）」に基づく認定取得のハードルについて質問

事務局から

- 申請から認定まで最長 2 か月程度を要する見込み
- 指導者の性犯罪歴確認等を経て認定される。
- 初年度は経過措置を設ける予定
- 早期周知の必要性について

⑤　指導者研修制度について

委員から

- 堺市が推進する「堺クオリティ研修」と認定制度との整合を図るべきと提案

会長から

- ガイドラインへの位置づけや別途周知方法について事務局で検討するよう意見

⑥　部活動連携クラ部の定義について

委員から

- 「部活動連携クラ部」の定義が不明確であり、拠点校のみを対象とするのか分かりにくいと指摘

事務局から

- 本来は拠点校を基盤とする考え方である。
- 表現が分かりづらいため整理を検討する。

＜費用負担・公的支援について＞

委員から

- 部活動連携クラ部は公費負担や会費無料である一方、地域発クラ部は参加費負担が発生する可能性があり、両クラ部間の支援体制について、格差が大きいのではないかと懸念

事務局から

- 財源上の制約がある。地域発クラ部に対する支援策は今後の検討課題である。

委員から

- 支援の必要性の高いクラブに対する助成金制度の創設を検討すべきと提案

＜大会運営への協力について＞

委員から

- 国の認定要件には大会運営への協力が示されているが、堺市案には記載が見当たらないと指摘

事務局から

●実際に大会運営への協力が課題となっている事例がある。ガイドライン本文または確認書への反映について検討したい。

＜認定申請・更新制度について＞

委員から

●運営責任者 3 名以上の確保要件について確認できる仕組みが必要と意見

事務局から

●添付書類として役員名簿・指導者名簿を提出させるため確認可能であると説明

＜認定後のフォロー体制について＞

委員から

●認定後もクラブが自己点検・自己評価できる仕組みが必要

●継続的な改善や支援を行う仕組みを検討すべき。

会長から

●堺市は毎年度更新を予定しており、更新時に指導・支援を行うことが可能。今後の重要な課題として検討を継続する。

＜周知方法について＞

委員から

●認定制度を広く周知する方法について質問

事務局から

●市ホームページへの掲載を予定。地域クラブ向け専用ページの設置も検討中

●メディア活用や総合型地域スポーツクラブネットワークを活用した周知の必要性

会長総括

会長より以下の総括が行われた。

●ガイドラインの基本的な方向性について大きな異論はなかった。

●活動時間、費用負担、指導者研修、周知方法などについて改善意見が出された。

●文言修正が必要な事項については事務局で整理する。

●制度開始後の継続支援やフォロー体制についても今後検討が必要である。

●本日の意見を反映した修正版を次回協議会で提示する。

【閉会】

事務局より、以下の今後の予定を共有して閉会した。

●第 3 回協議会を 1 月中旬から下旬に開催予定

●委員へ日程調整を依頼する。

●令和 9 年 2 月のガイドライン施行を目標に準備を進める。

以上